

平成24年第15回弘前市教育委員会会議録

日時 平成24年11月26日（月）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第15号 臨時代理の報告について（工事請負契約の締結申出について）
報告第16号 臨時代理の報告について（工事請負契約の締結申出について）
報告第17号 臨時代理の報告について（工事請負契約の締結申出について）
報告第18号 臨時代理の報告について（弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）
- 6 議案の審議
議案第42号 弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第43号 教育財産の取得申出について
議案第44号 寄附の受領申出について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 今 由香 委員、3番 土居 真理 委員、
4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、学務課長 佐藤 賢也、指導課長兼教育研究所長 工藤 雅哉、生涯学習課長 桜庭 哲紀、文化財保護課長 小野 俊彦、保健体育課長 柴田 幸博、中央公民館長 相馬 剛、中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館

長兼岩木図書館長兼相馬図書館長 有馬 靖、弘前図書館長兼郷土文学館長 北
嶋 郁也、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 鳴海 誠、教育総務課総括主幹 多田 健司、教育総務課総
務係長 高谷 由美子、教育総務課総務係主査 前田 修

午後1時 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成24年第15回弘前市教育委員会会議を開会し
ます。

ただいまの出席者数は5名で定足数に達しているため、直ちに会議を開きます。
会議録署名者に3番土居真理委員と4番前田幸子委員を指名します。

会期は本日1日としたいと思うがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、会期は本日1日とします。本日の案
件は報告が4件、議案が3件です。

それでは、臨時代理の報告に入ります。

- ・報告第15号について
- ・報告第16号について
- ・報告第17号について

報告第15号臨時代理の報告について。報告第16号臨時代理の報告について。報
告第17号臨時代理の報告についての以上3件は、いずれも博物館の改修工事にか
かわる案件であり、関連があることから、一括して審査に供したいと思いたすが
いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、報告第15号から報告第17号まで一括
して説明をお願いします。

○博物館長（土谷伸夫） 報告第15号から報告第17号までの臨時代理の報告について
御説明いたします。

平成24年度弘前市立博物館改修工事請負契約の締結を市長に申出することに関
して、その事務処理に急を要したため弘前市教育委員会の事務の委任等に関する
規則第4条第2項の規定により臨時代理したことから、同条第3項の規定に基づき
報告するものであります。

報告第15号ですが、工事名称は平成24年度弘前市立博物館改修工事(建築工事)、所在は弘前市大字下白銀町1番地6、構造・階数等は鉄筋コンクリート造一部2階建、面積は1,988.24平方メートル、工事内容は建物外部では屋上防水、トップライト屋根、笠木、打込タイル、外壁などの補修、建物内部では、トイレ設備の更新、外に面している部分のガラスのペアガラス化、展示室の内装設備の床、壁、天井の更新、それから固定ケースのミュージアムガラス化、収蔵庫の断熱材の更新などです。設計金額は2億5179万円となっております。

報告第16号は、平成24年度弘前市立博物館改修工事(電気設備工事)で、所在、構造・階数、面積は先ほどと同じでございます。工事内容としては受変電設備の更新、博物館は隣の市民会館から電気それから空調の熱源、水の供給を受けております。その市民会館からの電気を受ける受変電設備の更新です。その下に「非常用発電設備(更新)」とありますけれども、削除を願います。と申しますのは、非常用発電設備は、当初更新を前提に考えたのですが市民会館と供用のものを市民会館側に設置するというので、そのほうが工事が少なく改修後の維持費も安いということから当初計画から変更となったものです。万一の場合は、市民会館のほうから最低限必要な電気は供給してもらうことになります。次に、幹線動力設備の更新、電灯コンセントなどの更新、監視カメラの新設などです。設計金額は1億7440万5000円です。

続きまして、報告第17号は、平成24年度弘前市立博物館改修工事(機械設備工事)で、所在、構造・階数、面積は先ほどの建築及び電気設備工事と同じでございます。工事内容は、熱源、空調機設備、ダクト・配管・換気設備の更新です。また、空調の自動制御システム端末を新設いたします。現在は、博物館側のほうから冷暖房に関してのオン・オフということはできません。市民会館のほうに連絡してお願いをすると、あるいはそういう調整もできないという状況なのですが、改修後は空調の中央監視設備は市民会館側に置きながら、博物館のほうからも制御できるような端末を設置しようとするものです。また、給水、給湯設備それからトイレ器具の更新、消火設備の更新などです。設計金額は、2億1241万5000円となっております。なお、工期は三つの工事とも平成25年12月16日までです。収蔵庫増築棟は平成16年に増築されたもので、その右隣の収蔵庫は博物館の竣工当初からあったものでありますけれども、今回の改修工事では収蔵庫増築棟は区域外であります。

- 委員長(山科 實委員) ただいまの報告第15号から第17号までに対し質疑等ありませんか。
- 4番(前田幸子委員) 説明いただきまして、ありがとうございました。特別、大きく変わったというところは、ないわけですね。大体、今の状態を維持していく感じですか。

- 博物館長（土谷伸夫） 基本は、金額的にも大きな部分というのは、電気とか空調とかダクトの更新がメインになります。何がよくなるのかということですが、新しくなるのは当然ですが、空調、今までは、まつり期間中には市民会館が休みでも博物館は月曜開館等行っています。その時は特別に市民会館にお願いをしてボイラー技師に来てもらっていたのですが、今度からはこちら側だけでも冷暖房のオン、オフができると。
- 4番（前田幸子委員） 外観や中の構造上はほとんど変わっていないということですか。
- 博物館長（土谷伸夫） 一部、空調が今までよりも細かくなりますので、その部分でダクトの組み換えということで、今までにはなかったダクトが配置されることにはございます。それと、大きい部分では、固定ケースのミュージアムガラス化ということで、光の透過率がよく展示物がきれいに見えるようになります。他の美術館等では、ほとんど採用しているものです。
- 1番（山科 實委員） 展示物に快適な温度や湿度を自動制御で保てるということですか。
- 博物館長（土谷伸夫） そうなります。コンピューターにより設定すると機械が自動的に。
- 1番（山科 實委員） 議案第16号で、非常用の発電設備を削除とのことでしたが、削除しても設計金額に違いは出ないのか。
- 博物館長（土谷伸夫） 全くの記載ミスでありまして、設計金額には入っていないものです。
- 4番（前田幸子委員） 事務室隣接倉庫新設とは、どこになりますか。
- 博物館長（土谷伸夫） 2階の事務室に隣接して倉庫がございますが、ここが部屋になっておらず、さまざまな事務用品を保管している場所ですが、来客時には見えてしまうことから壁で覆うものであります。
- 4番（前田幸子委員） 議案第16号の拡声設備新設を具体的に教えていただきたいのとテレビカメラ設置(監視カメラ新設)とは台数等ふやしたのでしょうか。
- 博物館長（土谷伸夫） 拡声設備といいますのは、火災発生時に避難を促す放送を行う機械なのですが、その機械の更新です。それから、カメラですけれども、今現在、監視カメラはございません、新設でございます。監視カメラを設置して常時我々がそれを見ているわけではございません。監視員アルバイトの方、改修後も監視員の方は置いて、監視カメラというのは万が一何かがあった際にカメラで確認できるという目的で設置しています。
- 4番（前田幸子委員） 何台新設するのですか。
- 博物館長（土谷伸夫） 設置する場所というのは、展示物を壁に展示するところに設置しますので、歴史展示室と美術展示室、それから特別展示室、台数まではわ

かりませんけれども、2台ずつぐらい向きを変えながら使うことになると思います。

○4番（前田幸子委員） 第17号の衛生器具というのですが、これは、今まで団体が来たときにトイレが少ないと感じたときがあったのです。ふやすということはありませんか。

○博物館長（土谷伸夫） 今のところ、数はそのままということで考えております。実際に博物館にいらしている方からのお話を聞きますと、狭いということと洋式が男女とも一つずつしかないということで全て洋式にしてほしいという要望が出てきていますので、広くすることと洋式にするとは可能なのですが、博物館全体を広くするということが史跡の中でするのでできないということ、あと、トイレを広くいたしますと他の展示室とかロビーに影響していきますので、数は同じく考えてございます。

○4番（前田幸子委員） 団体が学校等がいっぱい入った時など集中していたことがあったので、新設するのであればふやすのかと思ったのですが、わかりました。

○2番（今 由香委員） 博物館に行くと、ロビーの窓から見える松がすばらしくて、いつも楽しみにしているのですが、今回、窓を変えるというお話でしたが、よりきれいになるのでしょうか。

○博物館長（土谷伸夫） ガラス自体は、ふつうのガラスですがペアガラスになるということです。それと、予定では途中で棧が間に一つふえるような感じになりますので、残念ですがこれまでより棧が邪魔になると思われま。

ペアガラスにするというのは、冬の間、ロビーのところに結露がすごいのです。下に布を置いて水を吸うようにしているのですが、極力結露が出ないように、ペアガラスにするということで空調の効率をよくするという意味と結露しばらく構造にするとの目的があってペアガラスにすると。

○2番（今 由香委員） 本当に古さを感じさせない、市民会館と同様に博物館もすばらしい建物だなと思って見ていました。よろしくをお願いします。

○3番（土居真理委員） 第15号についてお聞きしたいのですが、1階トイレ設備更新というのは、17号にある衛星器具とどのように違うのですか。

○博物館長（土谷伸夫） 第15号にあるトイレ設備更新とありますのは、トイレが広がると先ほど申しましたけれども、トイレの壁等を変える工事が建築工事に入りますし、17号の機械設備はここにございますように便器や便座を取り換えたり、配管を変えたりというものがこちらに入ってくるということで、両方にトイレが出てまいります。

○3番（土居真理委員） 第15号のトップライト屋根とはどういう内容か教えていただきたいのですが。

○博物館長（土谷伸夫） ロビーの真ん中に、天井に光を取り込む窓があるのです。

ここの屋根の補修ということです。

- 1番（山科 實委員） トップライトというのは、採光のためにあるのですか。
- 博物館長（土谷伸夫） そうです、採光のためです。
- 1番（山科 實委員） 窓という窓は、全部ペアガラスになるということですか。
- 博物館長（土谷伸夫） 外に面している窓はすべてペアガラスになります。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 採決はそれぞれ1件ずつ行います。まず、報告第15号を承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議ないもの認めます。よって報告第15号は承認されました。
- 委員長（山科 實委員） 次に、報告第16号を承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議ないものと認めます。よって報告第16号は承認されました。
- 委員長（山科 實委員） 次に、報告第17号を承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議ないものと認めます。よって報告第17号は承認されました。

・報告第18号について

- 委員長（山科 實委員） 次に、報告第18号臨時代理の報告について説明をお願いします。
- 教育総務課長（三上哲也） 報告第18号臨時代理の報告については、特別職の職員の給与改定に準じ、教育長の期末手当の支給割合を改定するため、弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

本条例案については、明日招集される平成24年第4回弘前市議会定例会に議案として提案するため、去る11月20日に開催された当該定例会に係る議会運営委員会の開催前に条例案を市長に送付する必要があったことから、教育長が臨時代理したものであります。

今回の給与改定の内容は、教育長の期末手当の支給割合を、市の特別職の支給割合に準じて年間で0.1月分減額しようとするもので、本年については、6月分

を改定前の支給割合で支給済みであることから、12月支給分を0.1月分減額し、来年度からは、6月支給分、12月支給分をそれぞれ0.05月分減額するものです。

議案の内容について、御説明いたします。

一部改正条例の第1条は、本年12月に支給する期末手当について、支給割合を現行の100分の155から100分の145としようとするものであります。

一部改正条例の第2条は、来年度以降の期末手当の支給割合について、6月の支給分を現行の100分の140から100分の135に、12月の支給分を現行の100分の155から100分の150とするものであります。

本条例の施行は、第1条の改正内容については平成24年12月1日から、第2条の改正内容については平成25年4月1日からとなっております。

以上の改正によりまして、教育長に支給される期末手当は、年間の支給割合で現行の100分の295から100分の285で100分の10の減、金額では8万9160円の減となります。

以上であります。

- 委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） 数字だけを聞いていると、根拠がよくわからないのですが、支給割合の意味がわからないのですが教えてください。
- 教育総務課長（三上哲也） 根拠というのは、先ほども申しましたが、市の特別職の支給割合に準じてと、市の特別職の支給割合をそのまま教育長に適用していますので。
- 4番（前田幸子委員） 支給割合というのはどのように決められているのですか、この細かい数字は。
- 教育総務課長（三上哲也） 申し訳ありません、この数字の根拠については資料を持ち合わせておりません。
- 4番（前田幸子委員） それでは、後日お願いいたします。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、報告第18号を承認することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって報告第18号は承認されました。

・議案第42号について

- 委員長（山科 實委員） 引き続き、議案の審査を行います。議案第42号弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案について審議します。

○文化財保護課長（小野俊彦） 議案第42号弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、旧笹森家住宅を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案は、第2条の表中旧伊東家住宅・旧岩田家住宅・旧梅田家住宅・瑞樂園・旧藤田家住宅の項中「旧梅田家住宅」の次に「・旧笹森家住宅」を加える。第3条第1項の表旧岩田家住宅の項中「旧岩田家住宅」の次に「・旧笹森家住宅」を加える。

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありますか。

○4番（前田幸子委員） 旧笹森家住宅はもともとどこにあったのですか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 仲町の伝建住宅の中に、実際に住んであった住宅でございました。それを建てかえるということで、平成7年に建てかえる話が出まして、その際に調査をしましたところ、宝永年間の建屋図と全く同じ造りのまま残っている住宅であったということがわかりまして、部材を寄贈いただきまして、解体をして保存しておいたものを現在復元をしている状況でございます。

○4番（前田幸子委員） 造りとしては、武家屋敷ですか。

○文化財保護課長（小野俊彦） そうです、中間層のということです。

○4番（前田幸子委員） 旧岩田家とはまた違うのか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 旧岩田家と似ておりますけれども、若干違うということです。ただ、確実に古い部材が残っているという建物で、東京工業大学の上野教授が調査に当たったと記録が残っております。たまたま当市の図書館に建屋図が残っておりまして、それに名前が出てきております。当初は小野さんという方が所有者であったのですが、建屋図の中に笹森家というのがきちっと明記されておりましたので、宝永年間の建屋図で所有者がわかりましたので、その名前ということで旧笹森家住宅ということで命名してございます。

○4番（前田幸子委員） 笹森家が住んでいたのはいつごろまでか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 宝永年間ですから、1760年ころです。大分、変遷があったのですが、寄贈いただいたのは小野さんからです。

○委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第42号を可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第42号は原案どおり可決されました。

・議案第43号について

○委員長（山科 實委員） 議案第43号教育財産の取得申出について審議します。

○文化財保護課長（小野俊彦） 議案第43号教育財産の取得申出について御説明いたします。

提案理由でございますが、史跡津軽氏城跡堀越城跡の保存と活用のための用地を取得しようとするものである。施設名ですが、史跡津軽氏城跡堀越城跡。取得する教育財産の種類は土地でございます。教育財産として取得する理由は、史跡津軽氏城跡堀越城跡の保存と活用のための用地を取得いたします。取得する財産の表示は、一つ目が弘前市大字川合字岡本160番、地目は田、面積が2,839平米、取得金額が823万3100円となっております。もう一つが弘前市大字川合字岡本162番、地目は田・畑、面積が2,725平米、取得金額が1078万79円で、内訳は土地購入費が764万1344円、支障物件移転補償費が313万8735円でございます。史跡地が含まれておりますので、財源としては国庫補助の適用がございます。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。

○4番（前田幸子委員） 田んぼと畑の算定額は同じなのですか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 若干違ってございます。何百円程度だったと思いますが、申しわけありません。

○4番（前田幸子委員） 取得金額は、合わせた金額なのですよ。それと、支障物件移転補償は小屋か何か建っているのですか。

○文化財保護課長（小野俊彦） 畑のほうにぶどうの木がありまして、その木の補償となります。

○4番（前田幸子委員） そうすると、これは移動する場所があるのですか。

○文化財保護課長（小野俊彦） これは、伐採になります。伐採をすることについての補償をするという内容です。

○1番（山科 實委員） そうすると、ぶどうを生育し販売していたということですか。

○文化財保護課長（小野俊彦） そうです。

○4番（前田幸子委員） 伐採してしまうための補償費と。

○5番（佐藤紘昭委員） 先だって、陸奥新報が丁寧に報道してくれていましたけれども、今、購入しての活用について補足説明してください。

○文化財保護課長（小野俊彦） 活用でございますが、ここについては便益施設と旧石戸谷家住宅——幕末の大型農家住宅の復元を予定しております。そちらは復元をして施設の説明のほかに、町会のほうにも使っていただけるような、子供たちが見学に来たときに実地の体験ができるようなスペースも十分確保できると思われまますので、そのような活用に供するようにしたいと計画しているところであ

ります。さらに、ここは若干の駐車場も兼ねることになります。駐車場は史跡地内に設けることはできませんので、このように史跡地から外れたところも一緒に購入するという方法をとってございます。

- 1番（山科 實委員） 昔の生活様式を見学したり体験したりということですか。
- 文化財保護課長（小野俊彦） そのように考えています。また、地元の方の希望は、物販とかも考えているようですので、いろいろワークショップ等々を地元の方としながら、これから活用について十分検討していきたいと考えております。
- 4番（前田幸子委員） 旧石戸谷家住宅は、移設してと。浜の町のですか。
- 文化財保護課長（小野俊彦） 浜の町にありました農家住宅です。今、部材で解体保存しているものをここに復元し活用するという形です。
- 3番（土居真理委員） 購入予定額の算出の根拠は。
- 文化財保護課長（小野俊彦） これは、鑑定をしていただきまして、鑑定額に基づいて算出してございます。
- 1番（山科 實委員） 鑑定はどこで行うものですか。
- 文化財保護課長（小野俊彦） 不動産鑑定士は市内にいっぱいありますので、その中のおひとりに鑑定を依頼しております。
- 1番（山科 實委員） 史跡としての価値というのではなく、いわゆる土地としての鑑定ということですね。
- 文化財保護課長（小野俊彦） はい、買い上げるということですので。特に、国庫補助が入る場合は、鑑定が必要になります。
- 3番（土居真理委員） 参考までにお伺いしたいのですけれども、路線価とは大分かけ離れているものですか、結構近いものですか。
- 文化財保護課長（小野俊彦） いろいろな要素が組み合わされていますので、必ずしも路線価には一致してございません。例えば、同じ史跡地の買い上げでも、国道に面した土地は非常に高うございます。道路に面していないところは、非常に安うございます。畑地という評価と国道等の路線に面していると、使いやすさとかの部分の評価があるようです。
- 委員長（山科 實委員） 他に質疑等ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） それでは、議案第43号を可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（山科 實委員） 異議なしと認めます。よって議案第43号は原案どおり可決されました。

・ 議案第44号について

- 委員長（山科 實委員） 議案第44号寄附の受領申出について審議します。
- 文化財保護課長（小野俊彦） 議案第44号寄附の受領申出について御説明申し上げます。提案理由ですが、重要文化財「東照宮本殿」の寄附申し込みに伴い、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第2条第12号の規定により、寄附の受領について申出しようとするものであります。寄附物件ですが重要文化財東照宮本殿。所在、弘前市大字笹森町38番地2。家屋番号、38番地2の2。種類、本殿。構造、木造木羽葺平屋建。床面積、9.73平米。ただし、以下の物件は除く。防災用ポンプ小屋、コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、床面積6.19平米であります。破産管財人であります三上弁護士から寄附の申し入れが来てございます。目的は、東照宮は弘前城築城後、勧請、本殿は寛永5年(1628年)に建立されており、地方を代表する文化財建造物の一つとして、重要文化財に指定されている貴重な建物であることから、長く後世へ残していただきたく弘前市に寄贈するという申し入れになってございます。裁判所からの許可もついております。
- 委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。
- 4番（前田幸子委員） 寄附の申し出というのは、形式的なことではあるかもしれませんが、こういう方向で晴れて弘前市のものになるのであれば、いろいろな苦難を乗り越えてきた東照宮がやっとひとり立ちするのかなと、やっとほっとするところですが、御尽力いただいたことにありがたいと思っております。修理しながらということで大分金額的にかかると思うのですが、周辺の鳥居であるとか付属物をこれから建てられていくのか。それから、防災用ポンプ小屋は、いずれ防災用のものは必要なので、市で取得するのか新たに設置するのかお願いします。
- 文化財保護課長（小野俊彦） 鳥居等々の付属物を建てるかというお話ですが、一つは取得するに当たって東照宮の本殿ということですが、宗教色は全くなくなると解釈しております。重要文化財として市が取得する建造物と解釈してございます。そういうことからすると、鳥居を建てるというのは難しいかもしれません。ただ、本殿が素通しになるのも問題があるだろうということで、今後、これらの整備に関しては文化庁と協議をしながら方向性を定めていきたいと考えてございます。来年度、屋根の修理の予算計上を予定してございます。その中での修理の過程で文化庁と協議しながらまわりの整備等々も考えていきたいと思っております。
- それから、防災設備の関係でございしますが、こちらのほうは現在全く機能していない状況にございましたので、付属物としては市は引き受けないと、もらってもお荷物になるだけですので。そのかわり、本殿を取得したときに、仮設でございしますが防災の設備を考えてございます。本格的な防災設備に関しては、本殿の屋根の修理の後に防災設備の工事を行いたいと、全くの新設で行いたいと考えて

ございます。平成26年度になろうかと思えます。

- 1番(山科 實委員) 呼称を旧東照宮とおっしゃっていたのですが、それはどうなりますか。
- 文化財保護課長(小野俊彦) 今、重要文化財の指定書というものがございまして、そちらのほう、管理者も変わっていますので管理者の変更届を出す際に、これも文化庁と協議して東照宮という名前にはならないだろうと私どものほうは考えています。東照宮というと宗教法人が持っていたものと同じということですので、宗教法人の東照宮は解散してございませぬので、そういう意味からも元あった東照宮の本殿だという位置づけからすると、旧東照宮本殿がふさわしいのではないかと考えてございます。
- 1番(山科 實委員) 寄附を受ける段階では、東照宮本殿としてと。
- 文化財保護課長(小野俊彦) 文化庁との協議の中で、管理者が弘前市に変わりますので、その段階では呼び名の変更が必要ではないかと指導されております。
- 4番(前田幸子委員) 宗教法人の神社だったので、魂抜きといいますか、どこかに行くのですか。
- 文化財保護課長(小野俊彦) ここが競売される時点で、魂は抜かれております。行き先も品川町の胸肩神社でございませぬ。そちらのほうでお預かりをしております。
- 5番(佐藤紘昭委員) 市民の方には、宗教的なものはないのだときちんと説明しなければ、重要文化財としての。
- 文化財保護課長(小野俊彦) そこは、間違えなく県の神社庁でも明言してございませぬ。
- 1番(山科 實委員) 広報等でその辺はきちんと伝えていただければと思えます。あくまでも文化財建造物としてということですね。そのところ、よろしく願いします。
- 委員長(山科 實委員) 他に質疑等ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 委員長(山科 實委員) それでは、議案第44号を可決することに異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 委員長(山科 實委員) 異議なしと認めます。よって議案第44号は原案どおり可決されました。
- 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了しました。これをもって平成24年第15回教育委員会会議を閉会いたします。

午後2時01分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係主査 前田 修

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 前 田 幸 子